

令和8年1月22日招集

市議会1月臨時會議案

(一般議案)

新発田市

議案番号	件名
議 第 75 号	和解及び損害賠償の額の決定について

議第 75 号

和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 1 月 22 日提出

新発田市長 二階堂 韶

## 記

### 1 和解及び損害賠償の相手方

市内在住者

### 2 事故の概要

令和7年9月18日午前9時頃、農林水産課職員が出前講座のため、市所有車両で加治川小学校に向かう際、上今泉地内の交差点で対向車を見落とし右折したため、市所有車両の右側ライト付近と相手方車両の右側側部が衝突し、双方の車両が損傷した。

### 3 和解の内容及び損害賠償の額

- (1) 新発田市は相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金625,788円を支払う。
- (2) 相手方は新発田市に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金98,525円を支払う。
- (3) 新発田市と相手方との間には、本件損害賠償のほか、一切の債権債務関係がないことを確認する。